

P 3 生命維持装置である人工呼吸器に関する医療事故防止対策について

厚生労働省医薬局安全対策課安全使用推進室医療事故情報専門官

宮下 久徳

厚生労働省では、近年相次いで発生している医療事故に対して、省をあげて取り組みを進めており、医薬品、医療用具に関連した医療事故事例の情報などをもとに、医薬品の名称や医療用具の仕様などについて改善できる点はないか、物質面から医療事故を防止する検討を開始し、いくつかの対策を行ってきたが、本日は、本年3月27日に通知された生命維持装置である人工呼吸器に関する医療事故防止対策について紹介する。

まず、人工呼吸器を使用する際には、機器自体の警報機能とは独立して、患者自身の血中酸素濃度の低下、呼気の排出がない等の異常をとらえて警報が作動する生体情報モニターを併用すること、また、非常の事態を想定し、何らかの原因により人工呼吸器が機能しなくなった場合に備え、手動式人工呼吸器を常備することが、患者に対する一層の安全対策となることから、これらの事項を添付文書に記載することとした。

次に、低圧警報又は低換気警報の動作確認と適切な設定を促すために、「注意喚起シール」を作成し、人工呼吸器の前面等、見やすい位置に貼付することとした。

また、人工呼吸器の取扱いに関して詳しく記載した取扱説明書とは別に、呼吸回路の接続方法、人工呼吸器の使用方法、警報が作動したときの対処方法等、機器の取扱いに関して特に重要な点をわかりやすく記載した「簡易取扱説明書」を作成し、製品ごとに見やすいところに備えるよう徹底することとした。

さらに、保守点検を適切に行うため、定期点検がいつ実施されたものか、また、次回の点検がいつ実施されるのか、医療関係者が容易に確認できるよう「定期点検済シール」を作成し、人工呼吸器の前面等、見やすい位置に目立つように貼付することとした。

最後に、本年度は新たに事例を収集し検討していく予定である。